



## 「SF(催眠)商法のトラブル」

スーパーへ買い物に行ったら駐車場で呼び止められて、洗剤が無料でもらえると誘われて仮設テントへ誘導された。テントの中では、日用雑貨を次々と無料で配っていた。どんどんもらっているうちに、遠赤外線が身体にいいと勧められて、39万8千円もする布団を契約してしまった。頭金として8千円を払い、残金39万円は後日郵便局で払い込むことになったが、よく考えると、高額で必要がないので返品したい。  
(美作市・女性)

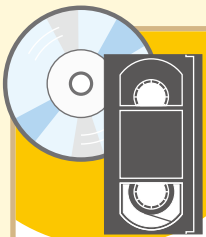
### 消費者へのアドバイス

これは、SF(催眠)商法と呼ばれている悪質商法の一つで、新しい手口ではなく以前からあるものですが、先日も岡山市内の業者が特定商取引法違反(目的隠匿勧誘、不実告知)容疑で逮捕されたばかりです。SF(催眠)商法は、通常キャッチセールスの形で「無料で粗品、プレゼントがもらえる」などと販売目的を隠して消費者を会場へ誘導し、隔離された会場内で販売員が巧みな話術で早い者勝ちと競争意識をあおりながら日用品や食料品を配布します。そして興奮状態がピークに達したところで、本来の販売目的である布団、健康器具、健康食品などの高額商品を出し、今日だけの特別価格などの大げさな表現で参加者の購買意欲を刺激し、購入契約をさせます。また、帰りたいのに帰りにくい雰囲気、早く帰るために契約をしてしまったりします。SF(催眠)商法に関する相談は、高齢者のトラブルがほとんどで、地域的には都市部より田舎の方が多

い傾向があります。

事例の場合、店舗に属さない場所で販売が行われており、特定商取引法の訪問販売にあたり、契約書面を受けとった日から8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。クーリング・オフすると契約は無条件で解除され、支払ったお金は返金され、解約料等を支払う必要もありません。事業者は契約の相手方に対して、損害賠償金や違約金等の請求をすることはできません。

また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、業者の説明に嘘があっただまされた場合や、帰りたいと言ったのに帰してもらえず執拗に勧誘を受けて仕方なく契約してしまった場合には、契約を取り消すことができる可能性もあるので早めに近くの消費生活センターなどに相談しましょう。トラブルにあった人の多くは高齢者ですから、日頃から家族や地域の人たちが注意してあげましょう。



## 消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに、次のDVDが加わりました。

### 「断るチカラの磨き方」

発行：東京都消費生活総合センター

27分

若者向け

「人を信用しやすく、特に友人や異性に頼まれると断れない」という人は悪質商法にあいやすいといわれています。最近、この心理をねらった悪質業者の手口が巧妙化しています。このDVDは、「本編」で若者が被害にあいやすい事例と注意点を解説し、「練習編」で具体的な断り方・相談のしかたを身に付ける教材として製作されています。

\* 貸出については、当センターへお申し出ください。 TEL (086)226-1019

\* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/koho/index.html>